

大会運営・安全に関する確認事項

平成4年11月20日	平成5年4月10日	平成5年11月20日	平成6年2月18日
平成7年2月18日	平成8年3月9日	平成9年3月15日	平成10年3月14日
平成11年3月13日	平成12年3月11日	平成13年3月10日	平成14年3月16日
平成15年3月15日	平成16年3月20日	平成17年3月19日	平成18年3月18日
平成19年3月24日	平成20年3月22日	平成21年3月14日	平成22年3月13日
平成23年3月12日	平成24年3月17日	平成25年3月16日	平成26年3月15日
平成27年3月7日	平成28年3月5日	平成29年3月4日	平成30年3月3日
平成31年3月2日	令和3年3月27日		

1 大会時（主要大会）

- (1) 主催者は、運営中に起こりうる事故を想定し、事前に安全対策を講じるなど、事故防止に万全を期すこと。
- (2) 主催者は、参加予定者に関催要項等を送付する際には、安全対策事項やゴミの持ち帰りの徹底、車両に関する諸注意等を記載し、参加者に注意を喚起すること。
- (3) 主催者は、通行人や近隣住民から苦情のないように、常時気を配り適時巡回して、車両の不法駐車やゴミの状態等、周辺の状況を把握するとともに、大会終了後にも確認すること。
- (4) 主催者は、事前に「催物届出書」を滋賀県公安委員会あてに提出すること。

2 練習時

(1) ボート・カヌー共通事項

- ① 艇の進行方向ならびに周囲には、常に気を配るなど事故防止に努めること。
- ② コース内・瀬田川流域において操業中の漁船等を発見したときは、必ずそのレーンを十分に確認して接触事故等のないよう注意すること。
特に、舵手のいない艇は進行方向に十分注意すること。
万トラブルが発生したときは、お互いに名前・連絡先等の情報を交換し、良好な人間関係の中で事後処理にあたること。
- ③ 救助艇であるモーターボートには、「救助艇」であることの表示を必ずすること。
操業中の漁船等を発見したときは、スピードを落とし、十分注意して航行すること。
- ④ 瀬田川では右側航行の厳守等、滋賀県琵琶湖水上安全条例を遵守すること。
漕艇場ゴール付近の動力船の航路では、動力船を優先し、十分安全に配慮すること。
- ⑤ 非常時には、必ず、直ぐに連絡がとれるように体制を整えておくこと。
- ⑥ 早朝・日没等の暗い時間帯に練習をするときは、自艇が周囲から確認出来るよう、目立つライト（点滅灯が望ましい）を艇首、艇尾に取付けること。（エイトは、特に明るいライトをつけること。）
- ⑦ 瀬田川水域等において練習をする場合、観光船等に十分注意するとともに、艇を横一列に並べたり、船舶の前を横切るなどの行為はしないこと。特に、唐橋付近等狭い水域においては、気をつけること。
- ⑧ コース内・瀬田川流域で万一事故が発生したときは、直ちにアクシデントレポートを各所属上部団体に提出し、事故再発防止に努めること。また、情報の共有化をはかるため、漕艇場にも報告すること。
- ⑨ 舵手のいない艇は、順行逆行のすれ違う3、4レーンは使用しないこと。
- ⑩ コース内での艇の停止は原則禁止とする。やむを得ず停止する場合は、後方から進んでくる艇を優先とし、停止艇は進行方向に向かって外側にすみやかに移動すること。
- ⑪ 事故防止を目的とした自転車での伴走は、歩行者を優先とし、安全な走行を心掛けること。
また、走行中のコース内への指示は禁止し、指示をする場合は必ず停止すること。
なお、伴走車は、ボート・カヌーの事故防止のための伴走をしていることを示す標識を自転車

に取り付けること。

- ⑫ 漁港出入口近辺を航行する際は、漁船に十分注意するとともに、艇を停止しないこと。
- ⑬ 藻取り作業中の船舶を発見したときは近づかない事。また、警戒船から指示がある場合は従うこと。
- ⑭ 転覆・沈没し、救助を求める時には必ず手を振って救助者にその意思を示すこと。ただし、体力の温存を最優先とする。

【瀬田川の増水期における留意事項】

- 1 南郷洗堰の放流量が毎秒 300 トンを越えると、瀬田川の流れが速くなり、特に橋脚部は流れが複雑で渦を巻くなど危険なため、練習をする場合は原則として、琵琶湖漕艇場のコース内またはコース近辺の水域で行うこと。やむを得ず、瀬田川で練習をする場合は、石山寺港乗船場から下流には絶対に行かないこと。
- 2 南郷洗堰の放流量が全開（毎秒約 600 トン）または全開に近い時は、瀬田川の流れが最も速く毎秒 1.5m以上となり特に危険なため、瀬田川での練習は自粛すること。
南郷洗堰の放流量が全開の時は、国土交通省琵琶湖河川事務所から放送が入るとともに、唐橋公園、石山港対岸、京滋バイパス陸橋東側の電光掲示板で表示される。また、放流量の変更は逐次琵琶湖漕艇場に連絡が入るため、異常を感じた時は漕艇場に確認すること。
- 3 各団体の責任者は、所属選手の事故防止対策を徹底するとともに、日頃から安全に対する選手自身の自覚を促すよう定期的にミーティングを設けること。

大会運営での留意事項

（ゴミ処理について）

大会開催中に発生したゴミは主催者で持ち帰るか、または、ゴミ処理業者に依頼する等の処置を講じること。

（車両について）

- 1 周辺住民の迷惑にならぬよう、駐車禁止道路での駐車をさせないように注意すること。特に、多くの車両が予想されるときは、路上駐車や営業店での不法駐車が增多するので、係員の配置をするなど、不法駐車等の防止対策を講じること。
- 2 漕艇場は駐車台数が限られているので、各主催者で必要に応じて駐車場の確保をすること。

（放送について）

大会中の放送使用は運営上の必要最低限に止め、騒音苦情の出ないように、放送場所の切り替え・音量調整等を実施する。

琵琶湖漕艇場の信号灯と吹き流しについて

事故防止のため、コースの状況等によって漕艇場管理棟壁面に設置している信号灯を点灯し、吹き流しを掲揚する。練習時には点灯と掲揚の状況を確認し、安全には十分に注意すること。信号灯と吹き流しの種類は次のとおりとする

黄色(信号灯・吹き流し)：南郷洗堰300トン以上放流時

赤色(信号灯・吹き流し)：南郷洗堰600トン以上放流時（全開時）

緑色(信号灯・吹き流し)：漕艇場コース大会使用時

その他事項

- 1 漕艇場付近や瀬田川水域における工事着工など練習時の安全確保に必要な事項は、団体代表者宛、E-mailで配信するので、部員、関係者等に周知・徹底すること。さらに、河川工事に伴う監視船が配置されている場合は、その指示に従うこと。
- 2 南郷洗堰の放流量が毎秒300トン以上の変更等についても、緊急連絡をE-mailで配信するので、確認し、周知すること。
- 3 各団体受信代表者、またはアドレスが変更になった場合は、速やかに変更内容を連絡すること。
E-mail：boat@bsn.or.jp